

○議長（神山章憲）

6番梅本哲君の登壇を求めます。

○6番（梅本 哲）

6番の梅本でございます。

私は、以前、この会場でお尋ねしましたため池の水質悪化対策に連座しまして、2項目だけお尋ねをさせていただきたいと思っております。

1つは、県と協働で行った調査結果の精査等、施策反映についてというところでございます。

現在、農村では、農家は減少しております。土地利用も変化しています。そういった中で、ため池の役割や管理、監視のあり方、すなわち保全管理活動の脆弱化が大きな農村環境の問題となっております。

国では、この対策といたしまして、昨年、ため池保全管理体制整備の手引きというものをつくり、県におきましては保全管理方針をつくりなさいと、市町村には保全構想をつくりなさいと、そういう作成の指導をしております。持続性の高い保全管理体制の構築に積極的に取り組んでいるところであります。

本件でも、県と共同でため池の臨時調査、総点検を実施したという報告が、前回、前々回の議場における大きい質問でもございましたが、その結果で、保全管理活動の現状をどのような精査が行われたのか。いわゆる管理組織、あるいは管理計画等の評価、そういうものがその調査内容に含まれておったかどうかは存じませんが、どういうふうに精査が行われたのかをお聞きしたいと思います。また、今後、この結果を国の施策に絡めてどのような成果につなげていく方針なのかということをお聞きします。

2点目は、外来魚無許可放流の防止及び釣り規範の指導強化に対する提言でございます。

誰が関係しているのかは不明でございますが、外来魚と言われるブラックバスやブルーギル、そういった類いのものが無許可で放流されておまして、これが後を絶たない状況でございます。そして、それを釣った釣り人が地元に戻って川に放流する、そういう事例も情報では聞いております。そういうところで、外来種の生息範囲は、ため池から、広川でいえば広川のほうに拡大している、そういう状況にあると思っております。これを放置しますと、コイやハヤなどの在来種の生殖環境というものはさらに悪化する、そういうふうに思っております。地域環境保全の今後の妨げにもなってくるというふうに考えるわけでありまして。

また、釣り人のマナー低下も大きな問題です。捨て置きの釣り糸、お茶や弁当箱の容器ごみが散乱しております。草刈り機で刈りますと、これに絡んで保全管理作業の大きな障害となっております。

さらには、狩猟期になりますと、たびたびカモ撃ち等が行われておまして、これを目撃した方もおられます。そういったところで、住民の不安は募っておるという状況があります。これを見つけて注意をしましても、自粛を促すようにしましても、相手が応じてくれる、そうした根拠がないというのが現状であります。いわゆる明文化したものが無いということでもあります。ため池は公共の資産であります。現状を保つ利用、公正な管理が必要なんです。町は、規制事項を明文化して指導をいただくということはどうでしょうかということ提言したいというふうに考えておりますが、これについての町の考えをお伺いしたいと思います。

以下、ほかの質問につきましては質問席にて行います。よろしくお願いたします。

○議長（神山章憲）

町長。

**○町長（渡邊元喜）**

梅本議員のため池の保全管理体制の整備についての質問でございます。

ため池調査につきましては、東日本大震災において多くのため池が被災し、決壊によりとうとう人命が失われ、人家、公共施設、農地が被災したことを受け、全国的に、整備に先立つ詳細調査の優先度を概略的に把握する必要があり実施されたものです。

本町のため池台帳をもとに、県と一緒に構造的危険度、下流状況等を調査し、決壊危険度、重要度を判定しています。

調査の結果は、豪雨による整備の必要の優先度の高いため池はありませんでしたが、関係者の減少、高齢化を考えると、今後とも計画的に整備を推進する必要があると考えております。

次に、外来魚無許可放流の防止及び釣り規範の指導強化につきましては、所有者、管理者がため池により異なっており、実情に応じ対応いただきたいと考えます。

なお、町所有のため池につきましては、水利権者や関係行政区において対応をいただくよう必要に応じ依頼したいと考えております。

以上でございます。よろしくお願ひいたします。

**○議長（神山章憲）**

6番梅本哲君。

**○6番（梅本 哲）**

まず、町有地のため池がかなり多いわけですが、町有地以外の、いわゆる管理——管理は水利組合ですので町じゃございませんが、町有地となっておるため池以外のため池、いわゆる区の所管、あるいは個人の登記、そういうふうなため池というのは現在59ぐらいのため池があると思えますけど、そのうちどれぐらいのため池が今そういう状況のため池か、まずお聞きしたいと思います。

**○議長（神山章憲）**

産業振興課長。

**○産業振興課長（酒井和哉）**

数自体につきましては具体的にはわかりませんが、ため池については官有地となっているようなため池や旧水原村とか昔の村で持っているため池、それから、下広のほうであれば、ほとんど行政区の名義になっております。それとあと、個人の名義ため池が二、三カ所ございます。

以上です。

**○議長（神山章憲）**

6番梅本哲君。

**○6番（梅本 哲）**

そしたら、下広あたりはやっぱ個人なり、それから行政区のほうが持っているところが大半で、上広のほうは行政区の名義になっておるところが若干あるというところで理解しておってよかですか。中広地区はどういう状況になっていますか。

**○議長（神山章憲）**

産業振興課長。

**○産業振興課長（酒井和哉）**

中地区で持っているのは太田行政区の名義のものがあって、ほかについては官有地という形になっております。

以上です。

○議長（神山章憲）

6番梅本哲君。

○6番（梅本 哲）

今の町長の答弁で、今後も、いわゆる防災上は非常に大事であるという視点から、引き続き調査を進めていくというか、そういう考え方を持っておりますというところで答弁がございました。非常にありがたいことですが、方針の基本となるべき保全構想と申しますか、今回、国のほうで手引きで誘導しているというか、指導している事項の一つですけれども、そういった保全構想というものについては、町はどういうふうな考え方を持っておられるか。ほかにこのため池の保全管理についての基本方針を町が別につくっておれば、この保全構想なるものは必要ないというふうなこともあると思いますので、そこら辺の考えについてお尋ねします。

○議長（神山章憲）

産業振興課長。

○産業振興課長（酒井和哉）

町長答弁にもありましたとおり、ため池について、基本的には、水利組合及び関係行政区、そちらのほうの管理者において管理を行っていただくというのを基本として持っております。町のほうとしましては、その関係の方たちに点検マニュアル等を配布しながら、それに沿ったような点検を行っていただいて、必要に応じて町のほうに、工事等が必要であるようなものがあれば出してきていただいて、その協議を行いながら、県あたりの補助事業を受けながら整備を行っていくということで進めていきたいと思っております。

○議長（神山章憲）

6番梅本哲君。

○6番（梅本 哲）

そうすると、水利組合の指導については、もうマニュアル等で、そしてまた、そういった国の出した手引きありますね、そういうものを活用して伝えながら指導していくというふうなことを今答えられましたけれども、町で明文化というのは、これは今後も考えられないというふうに理解しておくべきでしょうか。

○議長（神山章憲）

産業振興課長。

○産業振興課長（酒井和哉）

現在のところは考えておりません。

○議長（神山章憲）

6番梅本哲君。

○6番（梅本 哲）

調査については、やっぱり目的があってされて、それをどういうふうに今後につなげていくかということで、先ほど町長のほうの答弁の中にも、引き続きやっていきますよということで、非常に心強い気がします。本当は、やっぱり住民みんなが見て理解するという立場からいきますと、何か明文化するというか、何か町独自で指導書を出すとか、先ほどマニュアルというふうな話をされましたが、そういう考え方あたりも土地改良区あたりと連携を持って、何かそういったちゃんとしたものをつくって、そして、今後みんな歩調を合わせて考えを一つにして進むというふうな体制をつくっていただくと非常にこれからため池に関する防災の意識も高まっていいのではないかというふうに思うんですが、その点いかがでしょうか。

○議長（神山章憲）

産業振興課長。

○産業振興課長（酒井和哉）

議員御指摘のとおり、関係者の方たちと今後協議を進めながら、必要に応じてそういうことも考えていきたいと思えます。

○議長（神山章憲）

6番梅本哲君。

○6番（梅本 哲）

そしたら、その点はひとつ町のほうで十分これからも調査を実施していただいて、さらに内容が充実するように管理体制が行き届くような指導を進めていただきたいというふうに思っております。

次に、外来魚の関係でございしますが、この点につきまして、二、三質問をさせていただきます。

まず、この問題は、ここ数年の問題ではなくて、以前からあった問題だというふうに思うんですけど、これまで同様の苦情あたりが町のほうに届いたことはございましょうか。

○議長（神山章憲）

産業振興課長。

○産業振興課長（酒井和哉）

やはり釣り人のマナーの悪さとか、そういったことについての苦情が来たことはございます。先ほど申しますとおり、これにつきましては、それぞれの所有者なり管理者の方たちに、指導なり看板を設置していただくなり、そういった対応をお願いしてきているところでございます。

以上です。

○議長（神山章憲）

6番梅本哲君。

○6番（梅本 哲）

その考え方については、水利組合もその自覚を持って対応はしているんですよ。ただ、なかなか現場のほうには行かないし、釣り人、それから無許可放流をする人がどういう方が全然わかりませんが、干してもすぐまた入れるというふうな状況で、全くもうナシのつぶてなんですね。我々がいろいろ調査をしてもぜんぜんわからないという状況で、たまたま高校生とかなんとかがおって、それを注意しましても、なかなか結局こういうふうな町の規則があるんだぞというふうな、そういう指導がなされているんだよということを話しても、なかなか理解が届かないというふうなことで、もう1週間もするとまた来ているというふうな状況なんですね。立て札等を立てても大体同じような状況が繰り返されています。

ですから、そこに一つやっぱり大きな課題として、何かその問題を根本から断つような、そういう方策が必要かなという、そういう考え方できょうはちょっと質問をしているわけですが、水利組合等で独自の判断で規制措置あたりを明文化して、そして、そうした釣り人なり、無許可放流の、そういうふうな対象団体といいますか、うわさによると、釣り道具組合等々が何か関係しているかもしれんなというふうなうわさがあるんですが、いろいろそれは情報ですので、うわさですのではっきりわかりませんが、そういう考えられる皆さん方、関係する皆さん方にそういう規制措置があるよということを通知している、ちゃんとそれによって監視しているというところがあったら、ちょっと教えていただきたいんですけど。どこかあったら、ちょっとお答えください。

○議長（神山章憲）

産業振興課長。

○産業振興課長（酒井和哉）

私が調べたところでは、そういうため池についての規制をやっているのは、漁業権があるところについては当然そういう規制はかけておると思いますが、それ以外については、ため池自体に許可が必要というふうな、放流する許可が要るようなものは調べてはおりません。

以上です。

○議長（神山章憲）

6番梅本哲君。

○6番（梅本 哲）

ため池はみんなのものでありまして、町民の皆さん自由に使う。むしろ、釣り自体もどンドン来ていただいてやってもいいとは思いますが、そういった秩序ある使い方、違うそういった対応の仕方を釣り人あたりがちゃんとやってくれるという前提がないと、非常にその管理している者は困るわけですね。ですから、そういう点で今質問をしたんですけど、そういう事例はないということなのですが、もう1つちょっと突っ込んで質問をすると、現在、町のほうでは、既存の条例として、こうした公共施設に関する一つの規制というか、秩序を守っていただくという意味での規則があるわけですね。いわゆるこういう占有許可の届け出等がありますし、それから、もう1つは、使用料の徴収とか、もちろん漁業権というものが前提になるかもわかりませんが、放流権を確認して、放流権に対する利用料を設定とか、そういう、ちょっと行き過ぎかもわかりませんが、例えばの話です。そういう考え方もあるわけですので、そういった既存の規則等である程度そういった皆さん方の自粛を求めるというふうな方策は考えられないかどうか、その点についてお尋ねしたいんですが。この点、大変難しい問題で、そういうものは適応できませんという答えになるかもしれませんが、見解をお聞きしたいと思います。

○議長（神山章憲）

町長。

○町長（渡邊元喜）

いろんな規制をかけても、これは無駄なんですね。今までの経過、結果を見ると。今私たちが一番考えなくてはならないのはまちづくりなんです。まちづくりの中で、地域の児童・生徒に声をかけていろんな犯罪から守るという活動を行っていただいております。やっぱりそういった一環として、そのこの区域の人たちが、見かけたら絶えず注意をするということを、もうこれを積み重ねていくしか方法はないというふうに私は思います。今、空き缶等の条例等もできましたが、そのことによって空き缶がふえたとか、そういうことを言うつもりはありません。しかし、本当に効果があったかということになると私は疑問ですが、その条例も必要だったのかなという気はします。ですから、やっぱりこういうポイ捨ても地域の方々が見守っているとなかなか投げづらいいんですね。ですから、今はため池に行く水利権者もなかなか少なくなって、そういう場面に出くわすことも少ないんじゃないかと思いたすけれども、そういったことを一人一人が意識を持って、そういった場面に出会ったら注意をするという、これを積み重ねていくしか方法はないんじゃないかというふうに、昔、病気になればペニシリンを打てばすぐ治ったんですが、今なかなかそういうのは難しいんじゃないかというふうに思います。

○議長（神山章憲）

6番梅本哲君。

○6番（梅本 哲）

そういうふうを考えるのが大体普通だと思います。実際私たちもそういうことで大変困っておるから、町で何かもう一步踏み出した施策ができればなというところまでここに立っているわけですが、非常に規制も難しい、規制をしてもかなり効果は薄いというようなお話でございまして、現実的には地元の水利組合が率先して対応する。そして、そういう人を見つけたら厳しく対処していく、そういうところで、自前の何かそういう取り決めをして、そして、進めていくよりほかはないのかなと、そういうふうにも思いますので、今後そういうふうな形で考えていかざるを得ないかなということで、今後も町のほうも改良区等と連携で、ため池の管理については冒頭申しました、そういう計画、調査関係もこれから進められるということですので、実際、防災上の問題が中心かもわかりませんが、総合的な対策等も含めて今後の研究課題として取り組んでいただければ大変ありがたいと思います。

最後になりますが、もう2点だけですね。

ため池のカモ撃ちをよく見かけるそうなんです。カモは誰もいないような池にすぐおりてきますもんですから、そこを撃つ狩猟者がおる。そういう点はやっぱり規制、そこではだめですよというふうな規制はないとでしょうかね。

○議長（神山章憲）

町長。

○町長（渡邊元喜）

カモが泳いでいたら、これを撃つことはできません。普通、銃は上向けてしか撃てないわけですから水平から下は撃てないんですよ。ですから、それは違反なんです。ですから、そういうときはすぐ警察に連絡をしていただくということが一番大事なことじゃないかなと思います。

○議長（神山章憲）

6番梅本哲君。

○6番（梅本 哲）

わかりました。その点についてはよく理解できましたので、そういうふうな視点でそういうふうな対応を住民みんなでやっていきたいと、そういうふうに思います。

それから、もう1つ、立て札をやっぱり何か所か立てにゃいかんだろうと。立て札を立てる際に、いわゆる官有地のため池の場合には設置主体というのはどこになるのか。もちろん水利組合として立てなさいという指導になるかわかりませんが、それはそれでよろしいんですけど、そういう点の確認と、それから、立て札は、その管理主体に名前を書くところが準備をして立てにゃいかんものか。あるいは、町のほうでそういう立て札を立てますよと、ひとつ協力願えませんかということで申し出れば、町のほうの余剰分の立て札等を活用して、あるいは新たにづくってでも結構ですが、町のほうで準備いただくものかどうか、その点を確認して質問を終わりたいと思います。

○議長（神山章憲）

産業振興課長。

○産業振興課長（酒井和哉）

ため池等では危ないというような形で近寄らないというような看板は、土地改良事業団体連合会のほうで作成しています。それも、看板を町のほうに取り寄せて、それを各行政区長さんあたりにお声をおかけしまして、必要なところは来てくださいというような形で案内をしているところです。今現在はもう在庫ちょっと余りないんですけど、今後必要でしたら要望を行いまして取

り寄せたいと思いますので、そういう形で設置をお願いしたいと思います。

以上です。（「以上で終わります」と呼ぶ者あり）